Ⅰ 計画策定の基本的考え方

Ⅰ 計画策定の基本的考え方

1 計画策定の目的

本計画は、史跡玉川上水の保存管理の長期的な指針として策定した「保存管理計画」に基づき、今後東京都水道局が、関係機関等と連携して取り組むべき施策を明らかにすることを目的とします。

2 計画期間

平成22年度から平成31年度までの10年間とします。

3 計画対象区間

対象区間1は、中流部(小平監視所から浅間橋までの約 18 キロメートル。以下同じ。)とします。

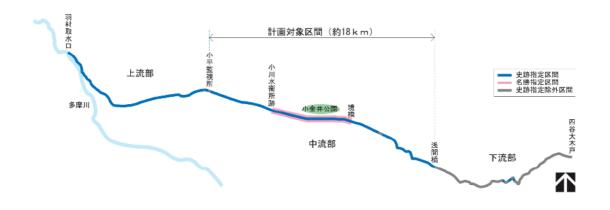


図-1 計画対象区間の概要

 1 計画対象区間の設定に当たっては、次の理由により、玉川上水中流部(小平監視所から浅間橋まで)とします。

① 中流部には素掘りの開渠が多く残り、オーバーハング状や直壁状の法面を中心に、全体にわたり 多くの箇所で崩壊の危険性があること。

② 上流部(羽村取水堰から小平監視所まで)は、現在も重要な水道施設(原水導水路)として護岸等の整備が進んでいること。

③ 下流部(浅間橋から四谷大木戸まで)については、暗渠部分が多いため史跡指定区間が短く、活用の余地が少ないこと。

4 整備活用施策の体系

平成19年3月に策定した「保存管理計画」は、玉川上水を適切に保存管理し、後世に継承していくための指針を取りまとめたものであり、玉川上水について、多くの人々が理解し、活用できるよう、保存管理の方針・方法や整備活用の方向性について明らかにしています。

一方、今回策定する「史跡玉川上水整備活用計画」は、「保存管理計画」の整備の 方向性に基づき、今後10年間の具体的な整備施策を明らかにするものです。

計画の中では、整備活用施策について国民の財産である史跡玉川上水を確実に保存するための「保存整備」と、効果的な普及啓発を具体化する「活用整備」に分けて体系的に整理しています。

<整備の体系>

分類		内容	
維持管理		き損・破損や劣化を防ぎ、現状を維持する。	
復旧(修理)		き損や劣化した箇所を、現状に戻す(復旧する)。	保存管理計画
改良	保存整備	史跡・名勝の価値に影響を与えている要因を取り除くことに	整備活用計画
		より、き損・破損・劣化を未然に防ぐとともに、保存すべき	
		より良好な姿を取り戻して、価値の向上を図る。	
	活用整備	公開活用のため、より積極的に史跡・名勝としての価値の向	
		上につながる整備を図る。	J)

(注)復旧については、文化庁への届出が必要となる(区市の教育委員会が窓口)。 また、改良については、区市の教育委員会(軽微なもの)又は文化庁(軽微なもの以外。 区市の教育委員会が窓口)の許可が必要となる。

<整備活用施策の体系>

